

重要なお知らせ

令和5年4/1(土)から
行方市内の開発許可等の事務^(※1)が
県から行方市に移譲されます。

留意事項

円滑な事務の移譲を図るため、
以下の項目について皆様のご協力をお願いします。

- 3/14(火)までに申請される案件は、これまで通り
県(鹿行県民センター)が処理を行います。
- 3/15(水)から3月末までの申請は、ご遠慮いただき、
4/1(土)以降、行方市に申請^(※2)されるようお願い
します。
- 4/1(土)以降に申請予定の案件は、行方市で事前相談
を受け付けております。

※1 移譲される事務は、次のとおりです。

- ◎ 都市計画法の規定による開発許可等
- ◎ 租税特別措置法の規定による優良宅地造成の認定

※2 行方市への申請手数料を県収入証紙で支払うことはできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

行方市建設部都市建設課

TEL 0299-55-0111 (内線 232)

茨城県鹿行県民センター建築指導課

TEL 0291-33-4114

茨城県土木部都市局建築指導課

TEL 029-301-4732